被災実態に即した迅速な支援に向けた罹災証明制度及び被災者支援制度の見直しに関する指定都市市長会要請

令和８年熊本地震や令和８年８月千葉豪雨など、自然災害が激甚化・頻発化する中、被災者の生命及び生活を守るため、被災自治体には迅速かつ的確な支援が強く求められている。

このような中、各種被災者支援制度については、罹災証明書による被害認定結果が広く活用されているが、多くの人口を抱える指定都市においては、大規模災害時には広範囲にわたり膨大な数の住家被害認定調査が必要となることから、申請受付から調査、認定、発行までに多大な労力と相当の期間を要するのが実情である。

国においては、これらの業務の迅速化・効率化を図るため、「クラウド型被災者支援システム」を整備したものの、現状では罹災証明書発行の前提となる住家被害認定調査を含め、一連の業務のデジタル化は十分に進んでおらず、紙による調査やシステムへの入力等の業務負担は依然として大きい。加えて、システムを導入していない地方自治体があるほか、導入している地方自治体においてもシステムや業務フローが異なることから、大規模災害時における応援・受援の双方の地方自治体において、円滑な業務遂行の支障となっている。このため、住家被害認定の判定方法について徹底して簡素化することや、住家被害認定調査から罹災証明書の発行、その後の被災者支援までを一体的にデジタル化する全国共通の仕組みを構築する必要がある。

また、災害救助法の救助項目の一つである「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」については、罹災証明書による被害認定結果が支援対象の判断及び給付額（上限）の設定に用いられるが、当該支援は被災直後の生活を確保するため迅速な実施が求められる支援であり、罹災証明書の発行を支援開始の前提とする現行の運用は、被災者への迅速な支援を求める制度趣旨との間に乖離が生じている。

加えて、罹災証明書は住家の被害程度を示すものであり、家財等を含む被災世帯の生活上の被害や支援ニーズを十分に把握できない場合があるため、罹災証明書を前提とした被災者支援制度のみでは、支援に限界がある。

このような状況を踏まえ、緊急性の高い支援については、迅速に支援を開始できるよう罹災証明書のみに依存しない新たな被災者支援制度を構築する必要がある。

ついては、迅速かつ的確に必要な被災者支援を図るため、指定都市市長会として下記のとおり要請する。

記

１　迅速な罹災証明書の発行を実現するため、被害認定の判定方法簡素化や罹災証明書自体のデジタル化、ＡＩやドローン等を活用した住家被害認定調査を検討するとともに、現在検討中の被災者支援に必要な情報項目の標準化や集約する仕組

みについて早期に検討を取りまとめること。また、包括的で安定的に運用可能な被災者支援の仕組みを確立し、応援・受援の双方の円滑な業務遂行のためにも、各地方自治体が導入しやすいよう、財政的支援を含めた必要な環境整備を図ること。

2　現行の災害救助法上の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与など、迅速な対応が求められる支援制度については、罹災証明書によらず、被災状況の写真の確認等により支援を開始できる制度とするとともに、被災者及び地方自治体に過度な負担が生じないよう、被災状況の確認方法及び支援対象の判断基準を明確にすること。

3　家財等への被害が甚大で日常生活に著しい支障が生じているにもかかわらず、住家被害を基準とする罹災証明書では被害実態が十分に反映されない被災世帯についても適切な支援を実施できるよう、罹災証明書を前提としない新たな被災者支援制度を検討すること。その際、公的支援の目的及び範囲、民間保険等による自助との役割分担、既存の被災者支援制度との関係並びに公平性及び財政負担を踏まえたものとすること。

令和8年11月27日
指定都市市長会